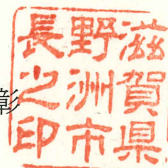


野洲市人事行政の運営等の状況公告について

野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野洲市条例第4号）第6条の規定により人事行政の運営の状況の概要を公表する。

平成30年10月31日

野洲市長 山仲 善彰



◆平成30年度の給与及び職員等の状況

＊地域手当の不支給

＊給料月額の2%調整加算

1 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		任命権者の別	市職員全体
採用	平成29年4月2日～ 平成30年3月31日		0
	平成30年4月1日		45
	合 計		45
退職	平成29年4月2日～ 平成30年3月31日		25
	平成30年4月1日		0
	合 計		25

(県教育委員会からの割愛教員を含む。)

(2) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項 目	部長級	次長級	課長級	課長 補佐級	専門員級	主査級	一般 職員級	合 計
異動者	8	10	8	18	13	19	31	107
昇任者	5	5	14	10	25	7	12	78

○ 平成30年4月1日付け人事異動によるもの

○ 異動者は、新規採用、再任用及び課長級以下の同所属での昇任を含まない

○ 昇任者は、同所属での昇任を含む

(3) 部門別職員数の状況等

(単位：人)

部 門		H29	H30	増減
一般行政部門	議会	4	5	1
	総務企画	77	76	△1
	税務	21	18	△3
	民生	107	111	4
	衛生	35	38	3
	労働	2	2	0
	農林水産	11	10	△1
	商工	4	4	0
	土木	31	31	0
	小計	292	295	3
特別行政部門	教育	105	116	11
	小計	105	116	11
普通会計計		397	411	14
公営企業等会計部門	水道	6	6	0
	下水道	6	6	0
	その他	25	25	0
	小計	37	37	0
合 計		434	448	14

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の人事評価を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (度末)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	%
29年度	50,877	19,472,929	3,721,261	19.1
28年度	50,874	20,473,828	3,751,696	18.3

○人件費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
30年度	436人	1,562,668	304,375	614,738	2,481,781	5,692
29年度	431人	1,563,265	294,890	595,959	2,454,114	5,694

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外勤務手当などを含む

○給与費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などは含まない

(3) 一般職の給料等の状況（平成30年4月1日現在）

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

区分		平均給料月額	平均年齢	区 分	平均給料月額	平均年齢
30年度	一般行政職	327,600 円	43.3 歳	技能労務職	293,100 円	46.5 歳
29年度	一般行政職	326,800 円	43.3 歳	技能労務職	316,900 円	49.3 歳

○100円未満四捨五入

(イ) 職員の初任給の状況

区 分		初任給	国の基準
一般行政職	大 学 卒	182,784 円	179,200円
	高 校 卒	154,530 円	151,500円
技能労務職	高 校 卒	150,042 円	—

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満	経験年数 30年以上 35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	280,500 円	325,800 円	362,700 円	394,600 円	408,800 円	437,100 円
	高校卒	—	312,800 円	340,700 円	354,600 円	391,100 円	414,100 円
技能労務職	高校卒	—	262,300 円	324,400 円	—	376,000 円	386,600 円
	中学卒	—	—	—	—	—	—

○100円未満四捨五入

(エ) 一般行政職の等級別職員数の状況
行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	基本的な業務を行う職務	11	4. 2	主事	10	11	4. 2	主事級
				技師	1			
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事の職務	45	17. 0	主事	41	45	17. 0	主事級
				技師	2			
				司書	2			
3 級	(1) 主査の職務 (2) 主任の職務	86	32. 6	主任	38	41	15. 5	主任級
				栄養士	1			
				司書	2			
				主査	41	45	17. 1	主査級
				主査（再任用）	4			
4 級	専門員の職務	38	14. 4	専門員	36	38	14. 4	専門員級
				専門員（再任用）	2			
5 級	課長補佐の職務	32	12. 1	課長補佐	22	32	12. 1	課長補佐級
				室長補佐	3			
				所長	1			
				副所長	2			
				副館長	1			
				主幹（再任用）	3			
6 級	課長の職務	29	11. 0	課長	19	29	11. 0	課長級
				館長	1			
				室長	2			
				主席参事	5			
				所長	2			
7 級	(1) 部長の職務 (2) 次長の職務	23	8. 7	次長	10	14	5. 3	次長級
				会計管理者	1			
				事務局長	1			
				事務局次長	1			
				所長	1			
				部長	7	9	3. 4	部長級
				政策監	1			
				局長	1			
	合計	264	100					

○市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

(4) 職員の手当の状況（平成30年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

		期末手当	勤勉手当
6月期	一般職	1.225月分	0.85月分
	再任用	0.65月分	0.40月分
12月期	一般職	1.375月分	0.95月分
	再任用	0.80月分	0.45月分
計	一般職	2.60月分	1.80月分
	再任用	1.45月分	0.85月分

○期末・勤勉手当の支給月数は平成29年度実績月数

○職務の級による加算及び人事評価結果の反映措置あり

(イ) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分
※ 一人当たり平均支給額 12,075千円 (退職者28人 平均勤続年数 23年)			

○一人当たり平均支給額は、前年度に退職手当を支給した平均額

(ウ) 特殊勤務手当

手当の種類	7種類
代表的な手当	感染症病防疫作業に従事した場合
	クリーンセンター業務の焼却炉内の点検作業に従事した場合

(エ) 時間外勤務手当

平成29年度	総支給額	135,767千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	444千円
平成28年度	総支給額	138,974千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	430千円

(オ) その他の手当

■扶養手当

配偶者 6,500円

子 10,000円

配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円

16歳から22歳までの子がある場合の加算額 5,000円

○国の制度・・・市と同じ

■住居手当

借家居住者 月額12,000円を超える家賃について 100円～27,000円

○国の制度・・・市と同じ

■通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2 km～距離に応じて 2,000 円～31,600 円

自動車等を駐車するための施設を利用している場合

利用料金の 1/2 (上限 4,000 円) を支給

交通機関利用者

1 月当たりの運賃が 55,000 円以下 全額支給 (支給単位月毎)

※ 1 月当たりの運賃は、55,000 円を限度とする

○ 国の制度・・・市と同じ

自動車等を駐車するための施設を利用している場合 制度なし

■管理職手当

支給対象職員割合	26.3%
1 人当たり平均支給月額	56,600 円

○ 管理職手当は、定められた職責に応じて定額支給

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 29 年度実績)

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
市 長	812,000 円	6 月期 1.55 月分
副市長	721,000 円	1 2 月期 1.75 月分
教育長	661,000 円	計 3.30 月分
議 長	380,000 円	6 月期 1.55 月分
副議長	330,000 円	1 2 月期 1.75 月分
議 員	300,000 円	計 3.30 月分

○ 給料・報酬の月額欄の額は、平成 29 年度末の条例本則の額

○ 副市長は、平成 22～29 年度の支給実績なし

○ 期末手当月数は、平成 29 年度実績月数

○ 平成 30 年度 6 月期の期末手当の支給

市長、教育長 1.575 月分 (0.025 月分増)

議長、副議長、議員 1.575 月分 (0.025 月分増)

※ () 内は昨年度比

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

1 週間の勤務時間	執務時間	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分	1 2 時～1 3 時

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況 (平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日)

平均取得日数	消化率
1 3 . 4 日	3 4 . 2 %

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況

(単位：人)

平成29年度中の取得者数						平成29年度中に新たに取得可能となった職員					
育児休業		部分休業		育児短時間		育児休業等 対象者数		うち育児休業 取得者数		うち部分休業 取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
2	17	1	5	0	0	7	22	2	17	0	5
1	19	1	8	0	0						

「平成29年度の取得者数」欄の上段には平成29年度に新たに取得した者、下段には平成28年度以前から引き続き取得している者の人数を記載。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（平成29年度）

(ア) 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため 職務遂行に支障が ある場合		職に必要な的確性 を欠く場合		廃職または過員を 生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 休職処分状況

(単位：人)

心身の故障のため、 長期の休養を要する 場合	刑事事件に関し 起訴された場合	学術に関する研究 等に従事する場合	災害等により行方 不明になった場合
10	0	0	0

(2) 懲戒処分状況（平成29年度）

(単位：人)

免職	停職	減給	戒告
1	0	2	0

7 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という根本基準が規定されています。また、同法において、法令等および上司の職務上の命令に従う義務など、次の守るべき義務も規定されており、職員は、服務の根本基準を念頭におきながら、服務上の義務を遵守して、職務を遂行しています。

- (1) 命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務
- (5) 政治的行為の制限
- (6) 争議行為等の禁止
- (7) 営利企業等従事制限

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正（平成29年4月1日施行）により、退職管理に関する事項が規定され、営利企業等に再就職した元職員の現職職員への依頼等が規制されました。本市においても適正な運用を図り、職務の公正な執行および住民の信頼の確保に努めます。

9 職員の研修の状況

(1) 主な研修の実績等（平成29年度）

(ア) 内部研修

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数・回数（延べ）
人権研修 （集合研修）	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため、人権意識の高揚や職員としての役割、問題解決に向けた実践力の向上を図る。	60人
人事評価制度研修 （階層別研修）	人事評価制度に対する正しい理解を深めるとともに、計画的な業務遂行を行うため、各自の資質向上を図る。	363人
情報セキュリティ研修 （全体研修）	情報セキュリティ対策の必要性及び重要性に対する認識を深めるとともに改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	1,338人
交通安全研修 （全体研修）	職員が交通規則やマナーを再確認し安全運転に対する意識の高騰と交通事故防止の徹底を図る。	437人
職場研修 （各職域）	人権問題、接遇等のテーマについて、職員の意識高揚と資質向上を図る。	116回

(イ) 外部研修機関への派遣研修（滋賀県市町村職員研修センター等）

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
課長級研修	課長級職員に必要な職場の管理能力を高め、組織の経営に必要な心構えや知識を習得するとともに、危機管理能力を養成する。	6人
課長補佐級研修	管理職としての役割や組織のマネジメントを学び、職場の活性化を図るとともに、コンプライアンスやハラスメント防止を推進するための能力を養う。	10人
係長級職員（1部・2部）研修	コスト意識を醸成するとともに、職場リーダーの役割を体系的に理解し、仕事と人のマネジメントに関する原理原則を習得する。	39人
現任職員（1部・2部・3部）研修	自治体職員に必要な政策法務等について学ぶとともに、コミュニケーション能力等の向上を図る。	21人
新任職員（前期・後期）研修	地方公務員制度やビジネスマナーなどの基本的な知識や、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上させる。	38人
J K E T 指導者養成研修	J K E T（討議式研修「公務員倫理を考える」）を指導するために必要な知識および技術を習得し、その研修講師としての指導方法を学ぶ。	1人
政策形成指導者養成研修	政策形成の知識および技術を習得し、その研修講師としての指導方法を習得する。	1人
クレーム対応指導者養成研修	クレーム対応を指導するために必要な知識および技術を習得し、その研修講師としての	1人

名 称	指導方法を学ぶ。	参加人数（延べ人数）
J S T指導者研究会	J S T研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法を研究する。	2回 (2人)
公務員倫理指導者研究会	公務員倫理指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法を研究する。	3回 (3人)
政策形成指導者研究会	政策形成研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法を研究する。	2回 (3人)
クレーム対応指導者研究会	クレーム対応研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法を研究する。	2回 (3人)
研修管理者研修	人材育成の重要性を認識し、職員研修のあり方について理解を深める。	1人
例規担当職員研修	法制執務の基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
公債権徴収事務担当職員研修	公債権の徴収事務を遂行するために必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	2人
私債権等徴収事務担当職員研修	私債権等の徴収事務を遂行するために必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
訴訟事務担当職員研修	訴訟事務を遂行するため必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	3人
給与事務担当職員研修	給与事務を遂行するために必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	3人
公会計担当職員研修	公会計担当職員の財務書類4表作成・分析・活用に係る実務能力の向上を図るとともに、統一的な基準による地方公会計についての理解を深める。	1人
講座・セミナー各種等	高いコミュニケーション能力を持ち、分権時代の新たな地方自治を担える職員の育成を目的としたセミナーなどに参加する。	16人
市町土木技術職員研修	土木技術職員としての実務能力を養成し、職員の資質向上を図る。	16人
びわこ南部地域人権啓発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	63人
ボランティア研修	障がい児スプリング・サマースクールでのボランティア体験や作業所体験を通じ、障がいの事を正しく理解し、ともに地域で生活する者として理解促進を図る。	21人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成29年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（H30採用内定者）	36人
定期健康診断	全職員	383人

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 43 号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会は会員の掛金のみで福利厚生事業を実施しており、財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

互助会		職員互助会
項 目		
会員数	平成 29 年 4 月 1 日現在	6 0 5 人
	平成 30 年 4 月 1 日現在	6 1 4 人
掛金額	平成 29 年度決算額	1 7, 8 7 8 千円
	平成 30 年度予算額	1 8, 3 1 6 千円
負担金	平成 29 年度決算額	4, 9 4 6 千円
	平成 30 年度予算額	4, 9 2 7 千円

※職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成 2 9 年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	6	1	7

※認定件数には、嘱託職員、臨時職員による分も含まれています。

(4) 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成 2 9 年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申し立て 該当事案なし